官

別表第一

(第三条関係)

用途

改

 $\widehat{\infty}$ $\widehat{\leq}$ 6 5 $\widehat{\underline{4}}$ $\widehat{\boldsymbol{\omega}}$ 2 $\widehat{\Xi}$

計が三百平方メートル以上 この表において同じ。)の合 分の床面積)をいう。以下

> 集会所 飲食店 学校等

当該増築又は改築に係る部 築をする場合にあっては、 第三条に規定する床面積

百貨店 病院等

(非住宅部分の増築又は改

向上等に関する法律施行令 物のエネルギー消費性能の 非住宅部分の床面積(建築

> ホテル 事務所

(平成二十八年政令第八号)

いあること。

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成二十七年法律第五十三号)第二条第一項第三号の規定に基づき、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部を改正する省令を次のよ<mark>〇経済産業省令第二号</mark>

うに定める。

令和六年十月十六日

建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部を改正する省令

国土交通大臣 経済産業大臣

斉藤 武藤

鉄 容夫 治

て)……、、・・・・・ー ・・-・・ とののように改正する。 はいがれる といい こう はい こう でんしょ といい こう の一部を次のように改正する。 は築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成二十八年経済産業省令第一号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

正後				改正前	
		別表第一	(第三条関係)		
	非住宅部分の基準―次エネル ギー消費量の水準を示す係数		 規模	用途	非住宅部分の基準一次エネル ギー消費量の水準を示す係数
斤等	0.8	(1)	 非住宅部分の床面積(建築	事務所等	0.8
等	0.8	(2)	物のエネルギー消費性能の「白ヶ等に関する注律権行会」	ホテル等	0.8
松	0.85	(3)		病院等	0.85
 等	0.8	(4)	 第三条に規定する床面積	百貨店等	0.8
417	0.8	(5)	 (千日七甲)の指案へは改 築をする場合にあっては、	学校等	0.8
5等	0.85	(6)	当該増築又は改築に係る部	飲食店等	0.85
斤等	0.85	(7)	分の米田積)をいつ。以下「この表において同じ。)の合	集会所等	0,85
417	0.75	(8)	 計が <u>二千平方メートル</u> 以上 であること。	工場等	0.75

附 則

(施行期日)

この省令は、

(経過措置) 令和八年四月一日から施行する。

2 消費性能確保計画の通知又は同法第十六条第一項の規定による認定の申請がされた建築物に係る同法第二条第一項第三号の建築物エネルギー消費性能基準については、なお従前の例による。 による建築物エネルギー消費性能確保計画の提出、同法第十二条第二項若しくは第三項(これらの規定を同法第十四条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による建築物エネルギー この省令の施行の日前に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第十一条第一項若しくは第二項(これらの規定を同法第十四条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定

、八米満で **i積の合計** 1.0